電磁両立性―第４－６部：試験及び測定技術―無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ	Ｃ61000―４―６
光ファイバ接続デバイス及び光受動部品―基本試験及び測定手順―第２―26部：試験―塩水噴霧	Ｃ61300―２―26
合成ゴム―ＩＩＲ―試験方法	Ｋ6396
マネジメントシステムのパフォーマンス改善―改善の手順及び技法の指針	Ｑ9024
情報技術―組織のＩＴガバナンス	Ｑ38500
情報技術―メニューナビゲーションに関するユーザーインターフェース指針―第２部：４方向デバイスによるナビゲーション	Ｘ9304―２

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

回転電気機械―第30部：単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス（ＩＥコード）	Ｃ4034―30
可搬形電動工具の安全性―第２―９部：マイタソーの個別要求事項	Ｃ9029―２―９

（認定機関　一般財団法人日本規格協会　申出）

シングルモード光ファイバピッグテール型固定光減衰器	Ｃ5921

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジＴＥＣ株式会社　藤谷慎基智　大阪府大阪市中央区博労町１―７－２　国土交通大臣許可（般―５）第28900号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年10月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　港振興業株式会社　高田　啓三　大阪府大阪市西区九条南２―16―23　国土交通大臣許可（般特―２）第16868号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年11月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ケンショウ　熱田　敏広　大阪府大阪市中央区大手前１―７―31ＯＭＭビル16Ｆ　国土交通大臣許可（般特―３）第28255号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、消防施設工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般・特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年11月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大阪通商株式会社　高井　　誠　大阪府大阪市北区野崎町１―26豊ビル　国土交通大臣許可（般―５）第25358号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジョーシンサービス株式会社　畑島　和也　大阪府大阪市浪速区日本橋５―１―11　国土交通大臣許可（般―２）第26077号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、管工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月20日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年12月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　上新電機株式会社　高橋　徹也　大阪府大阪市浪速区日本橋西１―６―５　国土交通大臣許可（般―２）第26024号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。